

アジアにおけるビジネスと知財紛争に関する講演と、商標の類否判断及び悪意の商標登録に関するパネルディスカッション

－「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」(3日目)の結果概要②－

特許庁審判部審判課 課長補佐(企画班長) 高橋 克
特許庁審判部審判課 企画係長 高田 基史

第1 はじめに

平成29年秋に開催された「国際知財司法シンポジウム2017」の3日目は、主に特許庁が担当し、特許庁・産業界・学界による講演、特許の進歩性判断・商標の類否判断・悪意の商標出願に関するパネルディスカッションが行われた。

本稿では、3日目の各プログラムの内容について報告する。

第2 講演

冒頭、特許庁の宗像直子長官が基調講演を行い、国際的な知財システムの改善に向けた新興国への期待、IoTやAIなどの新しい技術がもたらした知財制度上の課題、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定作業について述べた。

次に、「アジアにおけるビジネスと知財紛争」をテーマとして、日本経済団体連合会の堤和彦企画部会長と東京大学の渡部俊也副学長による講演が行われた。

堤企画部会長の講演では、ビジネスの現場の視点から、アジアでの知財侵害の状況・課題、アジアにおける模倣品被害及び対策の事例の紹介があり、また、アジア各国におけるエンフォースメントの強化、日中韓・ASEANが連携した知的財産制度の調和、日本政府による法整備支援への期待が述べられた。

渡部副学長の講演では、アジアにおけるビジネス展開に対する知的財産訴訟の影響に関する実証研究の紹介があり、企業にとって、知的財産訴訟は紛争解決手段となるだけでなく、知的財産制度を学習し、特許の質を向上させるための重要な機会となるという研究結果も示された。

講演後には、弁護士知財ネットの林いづみ弁護士による質疑応答が行われた。

渡部副学長に対する質疑応答では、中小企業が訴訟で負けた経験を5年経つと忘れてしまうという傾向に関し、そのような企業内で教訓が引き継がれない理由について尋ねたところ、渡部副学長からは、ビジネスモデル上重要なものについて、組織は必ず守るようにする仕組みを整えているものの、知的財産はその範囲になかなか入らないことがある旨の回答がされた。

また、堤企画部会長に対する質疑応答では、営業秘密保護のために進出先で重点的に取り組んでいる対策や、アジア各国で知財の民事訴訟を進める上での課題について質問がされた。堤企画